

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託

2. 委託業務内容

「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託仕様書」のとおり

3. 委託業務期間

契約締結の翌日から令和9年1月31日まで

4. 提案上限額

提案限度額は消費税及び地方消費税を含め本事業に係る経費の一切を含めて70,000千円以内とする。

ただし、還元ポイント原資については60,000千円以上とし、事務経費（キャッシュレス決済事業者の事務手数料およびプラットフォーム利用料を含む）は提案限度額からポイント還元原資を除いた額の範囲内とする。

受託者が本事業を遂行するにあたり、必要となる一切の費用を含み、大田市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく大田市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 大田市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号又は第2号に該当する者でないこと。
- (6) 大田市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、大田市税の滞納がないこと。
- (8) 社会保険料について未納の徴収金がないこと。

6. 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その事業者を失格とする。

- (1) 提出された経費見積書の見積額が、市が示す提案上限額を超過している場合
- (2) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 談合等の独占禁止法違反、あっせん利得処罰法違反、入札談合等関与行為防止法違反など、法令に違反する公正な審査を阻害する不正行為があった場合
- (5) 参加申請書兼誓約書（様式1）を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 参加事業者から参加辞退届（様式5）の提出があった場合
- (7) 本事業の目的及び主旨に照らし、提案内容が著しく乖離しているもの
- (8) 本事業と明らかに関連性が認められない事業内容のもの

7. プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

①実施要領、仕様書の公告	令和8年2月25日（水）～
②質問受付の提出期限	令和8年3月11日（水）午後5時まで
③参加申請及び企画提案書等提出期限	令和8年3月18日（水）午後5時まで
④事前書類審査結果およびプレゼンテーション審査対象事業者への通知※2	令和8年3月24日（火）頃
⑤プレゼンテーション審査※3	令和8年3月30日（月）
⑥審査結果通知※4	令和8年4月上旬
⑦契約締結	令和8年4月上旬～中旬

※1 日程については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※2 参加者が4者以上となった場合は、事前書類審査を行い、3者を選定する。

また、参加者が3者以下の場合は、参加者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う。

※3 プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

※4 プレゼンテーション審査の上位1者を受託候補者として選定する。

(2) プロポーザルに関する質疑

① 質問受付期限

令和8年3月11日（水）午後5時まで

② 提出方法

公募に関する質疑書（様式4）をファックスまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、提出したことの電話連絡を行うこと。

③ 質問回答

質問を受け付けた日から原則2日以内に回答する。※土日祝日を挟む場合は翌開庁日となる場合がある。

④ 回答方法

市ホームページに掲載する。

8. 提出書類の種類及び部数

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

- | | |
|------------------|---------------|
| ア 参加申請書兼誓約書（様式1） | 1部 |
| イ 会社概要書（様式2） | 1部 |
| ウ 企画提案書（任意様式） | 6部（正本1部 副本5部） |

※ 「9. 企画提案書作成上の留意事項」に沿って作成すること

- | | |
|-----------------------|----|
| エ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3） | 1部 |
| オ 履歴事項全部証明書 | 1部 |
| カ 納税証明書（直近のもの） | 1部 |

国税：税務署が発行する国税の納税証明書（「その3の3」）

市税：大田市に納税義務がある場合、大田市税等収納状況確認承諾書

- | | |
|------------------------|----|
| キ 年金事務所が発行する社会保険料納入証明書 | 1部 |
|------------------------|----|

※ 各種証明書は、発行されてから3か月以内のものに限る（写しも可）

(2) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時まで ※必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール及びファックスは不可）

直接持参により提出を行う場合は事前に事務局へ電話連絡を行うこと。

郵送による場合は、発送を証することができる方法によること。また、封筒表に「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業 プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

(4) 提出先

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市役所産業振興部産業企画課

電話番号 0854-83-8073

9. 企画提案書作成上の留意事項

(1) 様式

ア 提案書の様式はA4版・左綴じとし、片面印刷とする

イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること

(ア) 提案書表題「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託仕様書」に基づく提案書

(イ) 提案者名

ウ 提案書には各項目およびページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること

エ ページは14ページ以内とする（表紙を除く）

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託仕様書」に基づき、下記事項について記載すること

ア 業務実施にあたっての基本的な考え方

イ 業務経歴

本業務に活用することができると考えられる業務経歴について記載すること

ウ 業務実施方法およびロードマップ

業務の目的を達成することのできる具体的な取り組み方法、業務スケジュールについて、別紙「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託仕様書」の「4. 業務内容」の項目別に具体的に記載すること

エ 業務実施体制

想定する業務実施体制や担当スタッフの業務経歴等を簡潔に記載すること

オ 見積書（経費内訳）※消費税率は10%とする

(3) 追加提案

本市が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。ただし、提案できるものは今回の提案上限額の範囲内に限り、その費用と実現性を提示すること。

(4) 本市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて、疑義事項の照会を行うほか、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等の著作権は、提案した事業者に帰属するが、本市は審査等のために必要な範囲において使用できるものとする。

イ 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加または変更は原則として認めない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。提出された企画提案書等は、事業者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、本市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は極力含まないよう留意すること。

10. プロポーザルに関する留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は事業者の負担とする。

(2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない(提出期限内の場合を除く。)。また、理由の如何を問わず、提出された書類の返却はしない。

(3) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案通りの業務内容を確認するものではない。

(4) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。

(5) 参加事業者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。

ただし、別紙「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル審査要領」に定める点数を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。

11. 審査に関する事項

(1) 委託業者を決定する選定委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査の結果により、上位1者を受託候補者として選定する。

(3) その他の審査に関する事項については、「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル審査要領」のとおり

12. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者の企画提案書及び経費見積書の内容を基本として当該業務の仕様及び契約内容について協議の上、受託候補者と随意契約を締結する。

(2) 契約に至らなかった場合

候補者が契約を辞退し、又は失格に該当することが判明した場合は、次点の事業者と同様の手続きを行うものとする。

(3) その他留意事項

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でないと判断される場合は、契約の解除、又は期間の変更を行うことがある。

13. 問い合わせ先

大田市役所産業振興部産業企画課

担当 高橋・山崎

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口 1111

TEL : 0854-83-8073

FAX : 0854-82-9731

E-mail : o-sangyou@city.oda.lg.jp